

進め方のポイント

■平成27年度第3回協議会

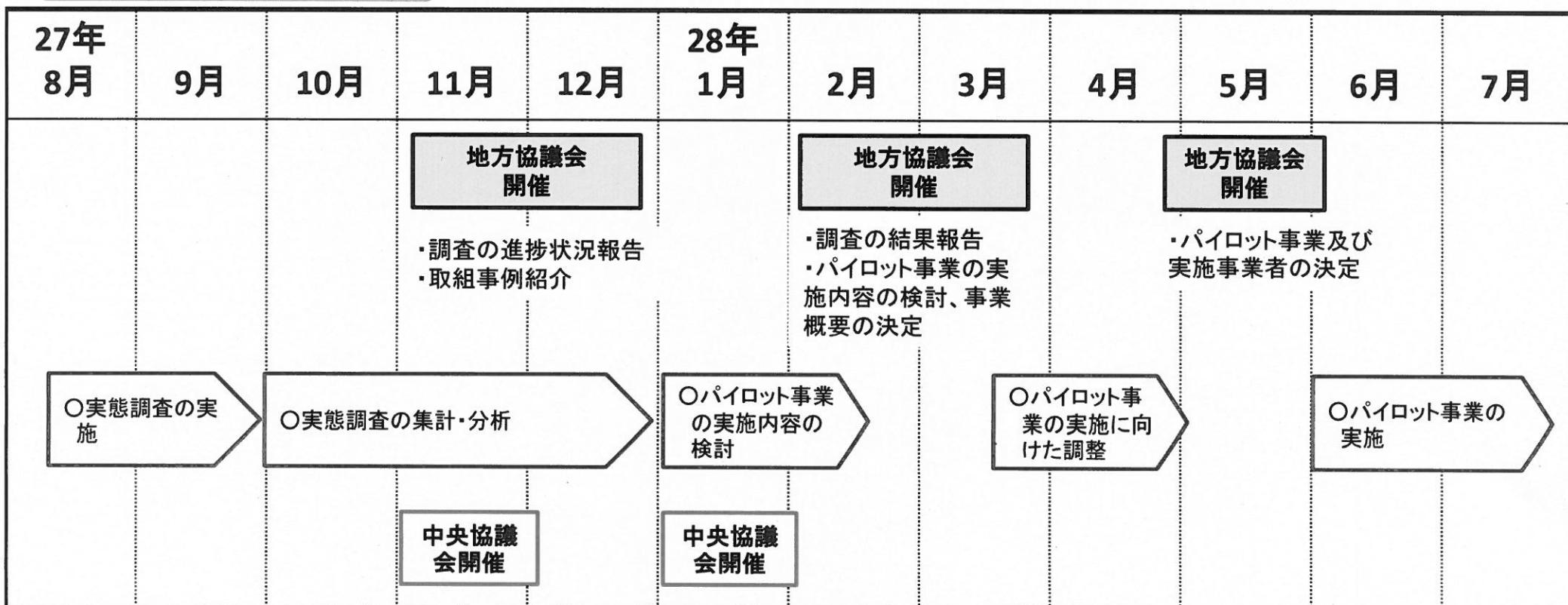
- ①実態調査の結果に基づき運行実態や傾向の把握、課題を共有し課題に対する具体的な改善方策を検討
- ②第2回協議会の協議内容及び上記①の結果を基にパイロット事業の具体的な実施内容の検討、事業概要を決定

<第3回協議会の決定を受け、事務局としてパイロット事業実施事業者の発掘、事前調整>

■平成28年度第1回協議会

- ①上記第3回協議会で決定されたパイロット事業の概要及び事業実施予定者との事前調整結果を報告の上、実施事業(案)を提案。協議会で協議の上、最終決定。

スケジュール



「パイロット事業」の実施に向けた今後の対応方針について

平成28年度に予定されている「パイロット事業」の実施に関し、東北運輸局管内における基本的考え方は下記の通りとする。

なお、「パイロット事業」に関しては、取組要領が本省からまだ示されていないことから、あくまでも現時点における東北運輸局としての考え方を整理したものであり、今後状況に応じて内容を修正する場合がある。

記

1. 「パイロット事業」とは

(1) 概要

本方針における「パイロット事業」とは、トラック運送事業に従事するドライバーの長時間労働を抑制するため、関係者（運送事業者、発荷主及び着荷主）が共同し、課題解決に向けた諸対策を講じる取り組み（実証実験）をいう。

(2) 実施時期

平成28年6月以降を予定

（実施期間は当初スケジュールでは12月までとなっているが、実施内容等により変更もあり得る。）

(3) 実施事業数

各県2件を想定

(4) 事業対象となる経費（想定）

いわゆるコンサル料（事業計画書・報告書作成経費、アドバイザー（専門家）の指導料・旅費、消耗品費等）等。

(5) 活用が予定される予算

国交省：平成28年度予算に計上（自動車運送事業の経営基盤強化）

厚労省：平成24年度から実施（トラック運転者労働条件改善事業）

2. 具体的な進め方

(1) 第2回協議会における協議

- ・各県協議会における荷主、運送事業者等から運行実態に即した課題、あるいは改善事例の報告等に基づき協議会として各県の実態、特徴、問題点等を共有。
- ・各委員からそれぞれの立場で課題等に対する意見や改善に向けた意見交換。

(2) 第3回協議会における協議

- ・本省からの実態調査の各県毎の集計・分析結果に基づく現在の運行形態における県毎の実態、傾向、課題等の整理、情報共有を図り、課題を改善するための方策について検討。
- ・次年度実施するパイロット事業の内容（課題をどのような手法でどのように改善するのか。）を決定。（実施事業者、荷主の決定は次年度第1回で決定予定）
※実態調査はパイロット事業を実施する事業者を選定するためのものではなく、あくまでも実施する事業の内容を検討するためのツール